

(あて先) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

(回答団体) 東海市
取り扱い部署 市民福祉部社会福祉課
東海市中央町 1-1
Tel.052-603-2211 内線 120

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する回答

【陳情事項】

【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

(回答) 地方公共団体は、憲法を始めとする法令の規定より、各種事務事業を実施しているものであり、東海市では、住民の福祉の増進のために社会保障施策の充実を総合的・計画的に施策を行うこととしています。

- ② 各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

(回答) 市民が望むまちづくりに的確に対応するため、市の施策を行うこととしています。地方自治法が規定する地方公共団体の健全な発達を念頭に、施策に要する安定的な財源を確保して市民の福祉の向上を図っていくこととしています。

- ③ 税滞納世帯等への行政サービス制限条例は導入しないでください。

(回答) 行政サービスの提供については、個々の制度に基づき行っているところです。行政サービス制限条例の制定につきましては、行政課題とはなっていないものでございます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

- ① 低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 減免制度につきましては、知多北部広域連合におきまして、独自減免制度を実施しているところでございます。

その内容は、保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額の減免でございます。減免手続きは、毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としているところでございます。

- ② 低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 上記①を参照ください。

- ③ 新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

10月からの見直しに伴い、認定調査時において、調査員が本人・家族からより細かく内容を聞き取り、認定の判定に反映できるよう研修会を通じレベルアップすることに努めます。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

(回答) 各市町介護保険担当課・各包括支援センター及び居宅介護支援事業所に当広域連合の「介護保険利用ガイド」を配布しております。窓口等で介護保険についてのご相談の際には、利用ガイドでご説明しお渡ししております。尚、保険料の説明を中心とした介護保険制度のパンフレットについては、65歳以上の方に送付いたしております。

ウ. 認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

(回答) 8月24日厚生労働省主催による説明会が行われ広域連合管内の事業所が多数参加されました。また、その他、審査会委員・各包括支援センター等改正についての資料を提供しております。

④ 特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 知多北部広域連合第4期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。また、国の介護基盤の緊急整備特別対策事業により、さらに計画の上乗せ分の施設整備も県と調整中です。

⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 第4期事業計画の施行に伴い、国の方で、介護報酬の改定が行われ、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、本年5月には、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき介護職員処遇改善交付金が交付される予定です。研修につきましては、研修支援事業が行われております。また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスについては、毎日昼食を自宅に配る配食サービス事業を実施しています。また会食方式についても、社会福祉協議会が年6回実施しております。

② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答) 外出支援につきましては、地域と公共施設等を結ぶコミュニティバスとして市内循環バスを運行しております。また、介護保険で要介護3以上の認定をうけられた方には、リフト付タクシーの初乗料金分の助成券を年間24枚お渡しし、利用していただいております。

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答) 高齢者の集まりの場については、老人クラブの会員の方などのレクリエーション活動の場として、市内23箇所に敬老の家を設けており、地域の高齢者の方々の交流の場として利用していただいております。

(3) 障がい者控除の認定について

① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 普通障害者につきましては、平成21年分確定申告から障害者控除の対象といたします。特別障害者については、すでに実施済みです。

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) すべての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知で周知を図るものでございます。

2. 高齢者医療などの充実について

- ①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されていますので、ご了承ください。

後期高齢者福祉医療制度の拡大については、市特定疾病認定患者、ひとり暮らし高齢者も対象としており、現時点では、これ以上の拡大は考えておりません。

- ②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

(回答) 自己負担を1割負担とすることは、他の被保険者の負担が増えることにつながることで、又、負担を増やさないようにするためには、そのための財源が必要となることなどがあり、現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

- ③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 高齢者の医療の確保に関する法律第54条第4項から第7項までの規定に基づき、広域連合は、当該保険料の滞納につき高齢者の医療の確保に関する法律施行令第4条に定める特別な事情があると認められる場合を除き、資格書を交付するものとしています。

資格証明書の運用に当たっては、滞納被保険者等の収入・生活状況等を個々に具体的に把握し、特別な事情の有無を適切に判断することが必要であることから、きめ細やかな収納対策を適切に実施しております。

- ④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項の規定の適用を受けるため、現在のところは障害者医療助成対象者には該当しません。

- ⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

(回答) 20年11月に、肺炎球菌ワクチン予防接種費用補助金交付要綱を策定し、実施しております。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 東海市は、子ども医療費は小学校卒業まで入院・通院、中学生については、平成21年4月1日から入院のみの医療費の助成(現物給付)を実施しています。

- ②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

(回答) 産前14回・産後1回無料につきましては、平成21年4月から実施しています。超音波検査は、35歳以上1回の助成です。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

(回答) ヒブワクチンは小児の細菌性髄膜炎を予防するワクチンで、諸外国の多くで接種がされていますが、日本では平成20年12月によりやく解禁されたワクチンです。そのため、現在のところ、任意接種となっています。
ヒブワクチンは日本では製造されておらず、輸入に頼っているため、ワクチン不足で、ワクチンが手に入りにくい状況と聞いております。
市が公費負担をし、多くの方に接種していただくためには、まず、ワクチンが潤達に流通される必要があります。そのためには、ヒブワクチンが定期予防接種に位置づけられる等、国のヒブワクチンに対する施策が大きく影響します。
今後、市といたしましては、引き続き、国の動向や近隣市町村の状況等情報収集に努め予防接種事業を進めてまいります。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(回答) 対象は1.2倍以下で実施しているところです。適正な水準と考えていますのでご理解ください。なお、申請の受付は円滑な事業実施のため学校で行っているところです。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

(回答) 減免制度のさらなる拡充は、そのための財源が必要となること等影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

(回答) 均等割の対象としないことは、他の被保険者の負担が増えることにつながることで、又、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

(回答) 減免の範囲を拡大することは、他の被保険者の負担が増えることにつながることで、又、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 減免制度の、さらなる拡充は、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

(回答) 国保事業は、国民皆保険の柱であり、医療給付と負担は共に公平でなくてはならないものと考えております。このため、理由もないのに国保税を納めていただけない方については、資格証明書を交付しております。特別な事情のある世帯には、弁明書等を提出していただくことにより、既存の保険証を発行してまいります。なお、資格証明書の交付は、「東海市国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する対策要綱」に基づいて実施しており、母子家庭や障害者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、特別な事情と認めております。また、15歳の義務教育終了年度末までの子どもさんについては、郵送にて一斉更新日までの保険証を交付しております。

イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。

(回答) 分納を定期的に行い、滞納額を減らしているような世帯については、期間を延ばした短期証、正規の保険証を交付するようにしております。

ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答) 国民健康保険税を支払いきれない加入者には、保険証更新時、各種給付支払時、個別訪問時等による面談の機会を設け、個々の生活実態に合った納付をお願いしております。

③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

(回答) 一部負担金の減免規定の拡大については、そのための財源が必要となることなど影響があります。現在の国保会計の状況では難しいと考えております。また、制度については、市の広報に搭載、窓口においてご案内等をおこなうことにより周知を図っています。

5. 障がい者施策の充実について

①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。

(回答) 現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。

②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。

(回答) 現時点で、利用者負担の市単独での軽減の予定はありません。なお、地域活動支援センターの利用者負担はありません。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

(回答) 社会福祉法人さつき福祉会が建設を予定しているケアホーム・グループホーム建設費補助及び建設場所確保に対する助成につきまして実施予定でございます。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答) 現在、特定健康診査は自己負担金を徴収していません。がん検診及び歯周疾患検診については、検診委託料単価の2割相当を手数料として徴収しております。70歳以上の高齢者や被保護世帯あるいは市民税非課税世帯の方などに対しては、手数料を免除しております。受益者負担の公平性の面からも正当な負担と判断しております。実施期間については、市医師会との協議で決定しており、医療機関の診療に支障が生じかねないため、通年の実施は難しいと考えます。また、がん検診は一部集団方式、個別医療機関方式を併用していますし、特定健診と歯周疾患検診については、個別医療機関方式で実施しております。医療機関での健(検)診の受診機会を増やすことが、患者の状態を一番よく把握しているかかりつけ医を持つことにつながっていると考えます。

- ②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

(回答) 現在、市で実施しております健診は、国の指針に基づき実施しているもので、特定健康診査は、40歳以上、がん検診は、子宮がん検診が20歳以上、乳がん検診が30歳以上、胃がん・大腸がん検診が40歳以上、前立腺がん検診が50歳以上としております。受診対象年齢の変更等につきましては、今のところ考えておりません。

- ③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

(回答) 歯周疾患検診は、平成20年度から対象者を拡大し、40・45・50・55・60・65・70歳の方を対象としています。自己負担金を徴収している事情につきましては、上記①の回答のとおりです。

7. 生活保護について

- ①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 生活保護は国民生活の最後の切り所であるということを十分に認識しておりますので、面談相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁寧に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っておりません。

- ②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

(回答) 生活保護は国民生活の最後の切り所であるということを十分に認識しておりますので、面談相談においては、真摯な態度で相談に応じており、親切丁寧に法の趣旨や制度概要の説明を行うとともに助言を行っております。そして保護の必要な方には適切に対応しており、申請権の侵害は行っておりません。

- ③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(回答) 平成21年度においてケースワーカーを1人増員して配置しております。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

(回答) 年金制度についてであります。必要であれば、社会保険事務所を通じて国へ要望してまいります。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

(回答) 制度廃止につきましては、現時点では、国の動向を注視しているところでございます。
国庫負担の増額につきましては、機会をとらえ市長会等を通じて考えて参りたいと存じます。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 国庫負担の増額、認定基準、処遇改善につきましては、機会をとらえ市長会等を通して考えて参りたいと存じます。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

(回答) 3点とも、国の動向を見ながら、機会をとらえ市長会等を通して考えて参りたいと存じます。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答) 社会保障財源に対応する財政制度の確立も必要と考えますので、消費税率の引き上げについては長期的見地の下で慎重に検討する必要があると思われまます。
本市としましては、機会をとらえ市長会等を通して考えて参りたいと存じます。

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

(回答) 社会保障費自然増分2200億円の削減に係る意見書、要望書の提出予定は、現時点では、ありません。国の動向を注視しているところでございます。
医師・看護師不足の解消につきましては、全国自治体病院協議会開設者協議会を通じて要望しております。

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

(回答) 現時点では、国の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はありません。

⑧介護保険サービス利用者としてされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

(回答) 現時点では、国の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 高齢者の医療の確保に関する法律第50条第1項の規定の適用を受けるため、現在のところは障害者医療助成対象者には該当しませんが、今後の動向を見ながら県と調整していく考えです。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 医療費の負担については、高齢者の医療の確保に関する法律第67条に規定されていますので、法律の規定内容等、後期高齢者福祉医療費給付制度と合わせ、今後の動きをみながら要望してまいりたいと考えます。

- ③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

(回答) 現時点では、国の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はありません。

- ④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答) 現在、市で実施しております後期高齢者医療被保険者の健診については、愛知県後期高齢者医療広域連合からの受託料により、実施しております。そのため、県から市へ直接補助金が交付されるよう要望する考えはありません。

- ⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

(回答) 県の制度以外、市単独事業として小学校6年生までの通院の無料化を実施しました。県内すべての市町村で足並みを揃えることが必要であり、中学卒業までの拡大については県の動向を見ながら要望してまいります。

- ⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答) 機会をとらえ市長会等を通して考えて参りたいと存じます。

- ⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答) 精神障害者にとっては日常的な、継続的医療がきわめて重要であります。すべての市町村で最低限の足並みを揃えることが必要であり、市町村によっては、財政的負担から全疾患への拡大が困難な市町村もあると考えられることから、県の動向をみながら要望してまいります。

- ⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答) 現時点では、障害者制度の動向を注視しているところでございます。意見書・要望書の提出の予定はありません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答) 県から愛知県後期高齢者医療広域連合への、補助金等の費用の流れについて、市から要請する考えはありません。

- ②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

(回答) 愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第19条(保険料の減免)の条件に該当すれば軽減(減額)後の保険料に対して減免が適用するとしていますので、現在のところ要望等は考えておりません。

- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答) 高齢者の医療の確保に関する法律第54条第8項、施行令第5条で被保険者証の返還及び資格証の交付について規定されています。また、平成21年6月1日、短期被保険者証、資格証明書の交付等に関する要綱が施行され、要綱に基づき広域連合と連携をとりながら適切な運用を進めていきたいと考えております。

- ④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

(回答) 後期高齢者医療制度の被保険者である市民の方々の声は、県広域連合に対して担当者会議等、機会あるごとに要望等を申し出ています。この各市町村の要望は、県広域連合で協議し、制度運営についての要望書を国に提出しています。今後も国、県、市町村で連携をとりながら適切な運用を進めていきたいと考えております。

以上